相模原市医療費助成条例第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(小児医療費助成事務)

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	9-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	相模原市医療費助成条例第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(小児医療費助成事務)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の2の項相模原市医療費助成条例第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(小児医療費助成事務)
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	相模原市医療費助成条例(昭和49年3月29日条例第13号)第 1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、(市民の健康の保持及び生活の安定を図る)ため、医療費の一部を助成し、もつて(福祉の増進)に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		相模原市医療費助成条例(昭和49年3月29日条例第13号) 相模原市医療費助成条例施行規則(昭和49年3月30日規則第 17号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	相模原市医療費助成条例第6条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係 る事実についての審査に関する事務	相模原市医療費助成条例第6条第1項の規定による小児医療 費助成医療証の認定の申請に係る事実についての審査に関す る事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号(相模原市医療費助成条例第3条第3項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号口	相模原市医療費助成条例第3条第3項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/11	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施 行規則第13条

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/12	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施 行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施 行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号/4	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施 行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等 に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施 行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

特定個人情報8 ①根拠規定 番号法別表第二主務省令8条 項1号二 相模原市医療費助成条例第4条 ②情報提供者 市町村長 ③提供を求める特定個人情 市町村民税に関する情報 市町村民税に関する情報 市町村民税に関する情報	③提供を求める特定個人情 報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
②情報提供者 市町村長 市町村長 市町村長 ホ町村民税に関する情報 市町村民税に関する情報	特定個人情報8		
③提供を求める特定個人情 市町村民税に関する情報 市町村民税に関する情報	①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号=	相模原市医療費助成条例第4条
	②情報提供者	市町村長	市町村長
▼ 以	③提供を求める特定個人情 報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考

届出情報

独自利用事務の対象者	小児等
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2016年03月25日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	40
保護評価書の名称	小児医療費助成事務(平成30年5月~)基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%9B%B8%E6%A8%A1%E5%8E%9F%E5%B8%82 %E9%95%B7&ev_name=%E5%B0%8F%E5%85%90%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2 &ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=27&op n_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=11&opn_date_to_day=7&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A 2